

【ABC 消費者情報 Vol. 120】

◎「架空請求（うそ電話詐欺）」にご注意を！

鹿児島県内で3,000万円を超える詐欺被害が続けて発生しています。複数の人物が登場する劇場型と呼ばれる詐欺です。手口を知り、被害に遭わないように注意しましょう。不審に感じたら、家族や警察、消費生活センターに相談しましょう。

■今回の事例

公的機関や会社を名乗る複数の人物が、個人情報や募金などの絡む話を持ち掛け、最後は「名義貸しは犯罪になる」と不安をあおり、だます手口でした。

保釈金や裁判費用、差し押さえをされないために、などと言って、多額の現金を送付させています。

※詳細は鹿児島県警ホームページに掲載されています。

http://www.pref.kagoshima.jp/ja09/documents/59050_20170830120030-1.pdf

■アドバイス

○「名義を貸して」「ゆうパックや宅配便で現金を送れ」と言われたら、詐欺です。

○「送った現金は後で返ってきます」と言いますが、返ってくることはありません。

○「警察に話すと逮捕されるので秘密にすること」等と言われても独りで悩まず、家族や警察、消費生活センターに早めに相談しましょう。

○だまされたことに気付かないケースもあります。離れて独りで暮らすご家族と、早めに連絡を取り合うことも詐欺被害防止に役立ちます。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel: #9110

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611